

長野県発達障がい者市町村支援体制強化事業実施要綱

第1 目的

乳幼児期から成人期までの各ライフステージにおいて、発達障がい児（者）に適切な支援が提供できるような社会の実現に向けて、県は、市町村が行う地域の支援体制強化の取組を支援し、もって発達障がい児（者）の福祉の向上を図るものとする。

第2 事業の実施方法

事業の実施主体は長野県（以下「県」という。）とする。

なお、事業の全部又は一部を団体等に委託して実施することができるものとする。

第3 事業の内容

市町村における取組を支援するため、県は、次の事業を行う。

（1）市町村サポート・コーチの派遣

療育コーディネーター又は発達障がい児（者）の支援について相当の経験及び知識を有する者（以下「療育コーディネーター等」という。）を市町村サポート・コーチとして配置する。

市町村サポート・コーチは、情報共有ツール（長野県版発達障がい者支援のための情報共有ファイル「わたしの成長・発達手帳」等、当事者の特性や支援方法の情報を支援機関が共有する仕組み）の普及などを通じて、市町村が支援機関と連携して発達障がい児（者）の支援を円滑に実施できるよう、市町村及び市町村関係機関に対し必要な相談・助言を行う。

（2）地域における連携体制の強化

療育コーディネーター等は、圏域ごとの連絡調整会議（地域自立支援協議会の療育部会等）への参加等を通じて、支援機関同士の連携を推進し、市町村による支援体制の強化を図る。

（3）支援関係者の資質向上

療育コーディネーター等は、圏域ごとに関係者の資質向上のために事例検討会や研修会を開催する。

（4）広報啓発活動

発達障がいに関して、住民の理解を促進するための広報啓発活動を行う。

第4 関係機関との連携

本事業を受託した団体等は、事業の実施に当たり、市町村、保健福祉事務所、児童相談所、発達障がい者支援センター、社会福祉施設、民生児童委員及び特別支援教育コーディネーター等と連携を密にし、本事業が円滑かつ効果的に行われるよう努めること。

第5 報告業務

本事業を受託した団体等は、毎年度の事業実績を県に報告すること。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から適用する。

この要綱は、平成25年4月1日から適用する。

この要綱は、平成26年4月1日から運用する。

この要綱は、令和2年4月1日から運用する。